

平成30年第2回八千代町議会定例会会議録（第1号）

平成30年6月6日（水曜日）午前11時31分開会

定例議会の告示

八千代町告示第48号

平成30年第2回八千代町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年5月30日

八千代町長 大久保 司

1. 期 日 平成30年6月6日
2. 場 所 八千代町議会議場

本日の出席議員

議長（6番）	上野 政男君	副議長（3番）	大里 岳史君
1番	増田 光利君	2番	国府田利明君
4番	廣瀬 賢一君	5番	大久保弘子君
7番	中山 勝三君	8番	生井 和巳君
9番	大久保 武君	10番	水垣 正弘君
11番	小島 由久君	12番	宮本 直志君
13番	大久保敏夫君	14番	湯本 直君

本日の欠席議員

な し

---

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	谷中 聰君
教 育 長	赤松 治君	会 計 管 理 者	中久喜 勉君

秘書公室長兼 秘書課長	青木 喜栄君	総務部長	野村 勇君
企画財政部長	中村 弘君	保健福祉部長	塚原 勝美君
産業建設部長	生井 俊一君	総務課長	生井 好雄君
税務課長	鈴木 衛君	まちづくり 推進課長	馬場 俊明君
財務課長	大里 斉君	福祉課長	川村 俊之君
国民年金課長 兼健康増進 課長	飯ヶ谷智巳君	産業振興課長	飯岡 勝利君
都市建設課長	木村 和則君	上下水道課長	杉山 淳君
農業委員会 事務局長	宮本 正美君	教育次長兼 学校教育課長	青木 和男君
総務課補佐	中川 貴志君	財務課主査	安江 薫君

---

議会事務局の出席者

議会事務局長	秋葉 松男	主査兼係長	鈴木 佳奈
主 幹	田神 宏道		

---

議長（上野政男君） 公私ご多用のところご参集をくださいます、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回八千代町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第1号）

平成30年6月6日（水）午前9時開議

開 会

議事日程報告

諸般の報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 八千代町議会議員定数調査特別委員会調査報告
- 日程第4 報告第1号 八千代町土地開発公社平成30年度事業計画及び平成29年度決算に関する報告について
- 報告第2号 平成29年度八千代町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第3号 平成29年度八千代中央土地区画整理事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第4号 平成29年度八千代中央土地区画整理事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第5号 平成29年度八千代町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 議案第1号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第2号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第3号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第4号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第5号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第6号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第7号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第8号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第9号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- て
- 議案第10号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- て
- 議案第11号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- て
- 議案第12号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- て
- 議案第13号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- て
- 議案第14号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- て
- 議案第15号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- て
- 議案第16号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- て
- 日程第6 議案第17号 八千代町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第18号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第19号 八千代町税条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第20号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第21号 八千代町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第22号 八千代町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第23号 八千代町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第24号 平成30年度八千代町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第25号 字の区域の変更について
- 日程第15 休会の件
-

議長（上野政男君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意を申し上げます。

ここで脱衣を許可いたします。

---

#### 諸般の報告

議長（上野政男君） 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付いたしましたから、後でご覧おき願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本定例会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、副町長、教育長、各部長、会計管理者並びに各課長、局長、所長でありますので、報告いたします。

---

#### 行政諸般の報告

議長（上野政男君） 続いて、町長から諸般の行政報告について要請がありましたので、許可をいたします。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 平成30年第2回定例会を招集しましたところ、議員各位にはご多用にもかかわらずご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

なお、ただいま議長の許可がありましたので、行政の諸般事項についてご報告申し上げます。

初めに、八千代町消防団幹部団員等の異動についてご報告申し上げます。八千代町消防団幹部団員等の異動がありましたので、別紙によりご報告申し上げます。

次に、八千代町地域防災計画の改定についてご報告申し上げます。平成27年9月関東・東北豪雨の教訓を踏まえ、八千代町地域防災計画の改定を本年3月に行いました。今後、この計画に基づき地域住民の生命、身体、財産を守るため、より一層の防災体制の強化を図ってまいります。

次に、平成30年度「総合防災訓練」についてご報告申し上げます。平成30年度における総合防災訓練を平成30年9月2日日曜日に実施いたします。本年度は、近い将来発生が懸念されている首都直下型地震を想定した訓練を行うことにより、地震災害時の避難対応と防災に対する意識の醸成を図ることを目的に行います。

当日は、午前8時30分から各行政区公民館への避難訓練、午前10時から中央公民館及び総合体育館において、防災講演会、防災体験会を実施いたしますので、議員各位のご臨席を賜りますようお願い申し上げます。

次に、ふるさと納税の寄附状況についてご報告申し上げます。平成29年度のふるさと納税につきましては、寄附件数1,750件、寄附金額2,016万円の寄附金が集まりました。前年度と比較し、件数で28.4%、金額で30.8%の増加になっております。平成30年度においても、返礼品の拡充、ポータルサイトの申し込みフォームの追加等、寄附しやすい環境を整備し、自主財源の確保と地域振興のため、ふるさと納税事業を推進してまいります。

次に、第24回八千代町夏まつりの開催についてご報告申し上げます。今年で第24回を迎えます八千代町夏まつりを7月28日土曜日に役場南側駐車場で開催いたします。演目は、みこしとはやしの競演、フラダンス、ソーラン踊り、阿波おどり、ひょっこり踊り、ちんどん演奏、子どもおはやしを実施いたします。また、今回もまつりのフィナーレとして、花火を打ち上げたいと考えておりますので、ご覧いただければと思います。

なお、この夏まつりは雨天順延となりますので、7月28日が雨天の場合は、翌日の29日に開催いたします。町民の皆様の交流の場として、また地域文化の継承の場として議員各位にもおかれましても、ぜひご来場いただきますようお願い申し上げます。

次に、国の事業である「鬼怒川緊急対策プロジェクト」についてご報告いたします。昨年度、国と町で鬼怒川緊急対策プロジェクト用地事務委託を締結し、事業に該当する用地取得を推進してまいりました。本年度につきましても、国のほうで全ての用地取得に向け事業を進めていくとのことです。

工事につきましては、大渡戸及び高崎地内における堤防整備工事、今里地内における河道掘削工事が終了しております。また、現在、駒城橋下流、高崎地内で施工しております工事用道路の築造工事につきましては、本年6月末ごろの完成を予定しているとのことであり、堤防整備工事につきましては、平成31年以降に順次着手していく計画という事です。

なお、平成30年3月末時点における事業全体の進捗率であります。用地取得が約76%、堤防整備が整備中を含めまして約32%、河道掘削が整備中を含めまして約60%となっております。今後も国、県の関係機関と連携を密にし、関係者の方々に情報を提供していきたいと考えております。

次に、農業集落排水事業中結城東部地区の事業完了についてご報告申し上げます。農業集落排水事業として、平成24年度から整備を進めてまいりました佐野東、瀬戸井、兵庫・沼端、前田の4行政区を対象とした中結城東部地区が、このたび事業が完了し、7月より供用開始される運びとなりました。

この処理施設は、家庭からの生活排水を浄化して河川に戻す施設と、汚泥を発酵させ堆肥化する施設で、地域の生活環境の改善に大きく寄与するものであります。

また、来る6月22日には事業の竣工式を実施し、7月からの供用開始とともに、宅地内への接続を推進してまいりますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

次に、給食センター施設更新事業についてご報告申し上げます。給食センター施設更新事業につきましては、昨年度までに敷地の確保、伐採工事及び基本・実施設計を策定いたしました。今年度は、去る5月7日に県から内定書が届きましたので、平成31年9月の供用開始に向け、2カ年継続事業として本体工事、さらには外構工事を実施してまいります。議員各位のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、契約関係についてご報告申し上げます。契約関係については、別紙「契約関係報告書」のとおりであります。

以上、行政の諸般事項についてご報告申し上げましたが、議員各位のより一層のご協力をお願い申し上げまして、報告を終わります。

議長（上野政男君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（上野政男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、八千代町議会会議規則第127条の規定により、8番、生井和巳議員、9番、大久保武議員、以上2名を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（上野政男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において検討していただいておりますので、その審議の経過と結果について委員長の報告を求めます。

生井議会運営委員長。

(議会運営委員長 生井和巳君登壇)

議会運営委員長(生井和巳君) ただいま議長の指名がありましたので、議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告申し上げます。

去る5月24日、執行部から総務部長、総務課長の出席を求め、平成30年第2回八千代町議会定例会の会期を審議する議会運営委員会を開催いたしました。執行部から提出議案の概要説明を受け、慎重審議の結果、本定例会の会期を本日から13日までの8日間とすることに議会運営委員会としては決定した次第であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。議長(上野政男君) ただいまの議会運営委員長の報告は、平成30年第2回八千代町議会定例会の会期を本日より13日までの8日間とするものであります。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日より13日までの8日間とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より13日までの8日間とすることに決定をいたしました。

---

### 日程第3 八千代町議会議員定数調査特別委員会調査報告

議長(上野政男君) 日程第3、八千代町議会議員定数調査特別委員会調査報告を議題といたします。

特別委員会において、調査を終えておりますので、議員定数調査特別委員長から報告をお願いします。

大久保特別委員会委員長。

(議員定数調査特別委員長 大久保敏夫君登壇)

議員定数調査特別委員長(大久保敏夫君) ただいま議長のご指名をいただきましたので、先ごろ設置された八千代町議会議員定数調査特別委員会に付託された議員定数に関するところについての審議の経過と結果についてご報告申し上げます。



本特別委員会は、平成29年第1回定例会において、議員報酬を月額2万円増とする条例が可決されたことを機に、当町における適正な議員定数について、特別委員会を設置して調査を行うべきとの動議が提出され、設置されたものであります。

昨年3月17日に第1回特別委員会を開催して以来、本年3月16日まで、約1年間にわたり、4回の委員会を開催いたしました。

第2回の委員会において、県内町村の人口、議員定数、議員1人当たり住民数等をまとめた資料や当町の議員定数の推移の資料を配付し、事務局から説明を受け、調査を進めてまいりました。

まず、各委員に意見を伺いましたところ、「議員には住民の意見を町政に反映させる役割がある。そのためには、これ以上定数削減を行うべきではない」との意見が1つ、「議員報酬増加額14名分を合計すると、月額で30万円近く上がった。その分1名を削減すべき」との意見が1つ、「他の県内自治体と比較すると、本町の定数は平均程度であり、変更する必要はない」との意見が1つ、「議員定数を14名から20名にふやし、月額報酬を5万円にする」との意見が1つ、「今回議員報酬を増とし、町民から批判を受ける場合もあるが、議員一人一人が責任を持って議会活動を行っていれば何ら動じることはない」との意見等がありました。議論の中で、「現状維持」と「削減」との2つの考え方にまとまってまいりました。

十分に議論を尽くした中で、その後、3月16日に開催した第4回目の特別委員会において、「定数現状維持」と「定数削減」に絞って採決をとった結果、賛成多数により、本町の議員定数は現状維持が適正であると決定いたしました。

以上が委員会審議の経過及び結果についての報告であります。

これにて八千代町議会議員定数調査特別委員会の委員長報告を終わります。  
議長（上野政男君） 以上で議員定数調査特別委員長の報告を終わります。

- 
- 日程第4 報告第1号 八千代町土地開発公社平成30年度事業計画及び平成29年度決算に関する報告について  
報告第2号 平成29年度八千代町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について  
報告第3号 平成29年度八千代中央土地地区画整理事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第4号 平成29年度八千代中央土地区画整理事業特別会計予算事故  
繰越し繰越計算書の報告について

報告第5号 平成29年度八千代町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰  
越計算書の報告について

議長（上野政男君） 日程第4、報告第1号 八千代町土地開発公社平成30年度事業計  
画及び平成29年度決算に関する報告について、報告第2号 平成29年度八千代町一般会  
計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第3号 平成29年度八千代中央土地  
区画整理事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第4号 平成  
29年度八千代町中央土地区画整理事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書の報告につい  
て、報告第5号 平成29年度八千代町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の  
報告について提出されておりますので、ご覧おきます。

---

日程第5 議案第1号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることに  
ついて

議案第2号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることに  
ついて

議案第3号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることに  
ついて

議案第4号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることに  
ついて

議案第5号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることに  
ついて

議案第6号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることに  
ついて

議案第7号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることに  
ついて

議案第8号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることに  
ついて

議案第9号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることに  
ついて

議案第10号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第11号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第12号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第13号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第14号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第15号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第16号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（上野政男君） 日程第5、議案第1号から議案第16号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、16件を一括議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、11番、小島由久議員の退場を求めます。

（11番 小島由久君退場）

議長（上野政男君） 朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま一括上程されました議案第1号から議案第16号まで、八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

農業委員会の委員の任命につきましては、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項等に関し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命するものであります。

今回提案しましたのは、現在の農業委員が9月14日をもって任期満了となるため、新たに委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意をいただきたく提案した次第であります。

議案第1号の中山朝子氏は、仁江戸在住の認定農業者で、行政区の推薦を受けております。

議案第2号の岩田政男氏は、太田在住の認定農業者で、行政区の推薦を受けております。

議案第3号の小竹節氏は、本郷在住の認定農業者かつ現職の農業委員で、行政区の推薦を受けております。

議案第4号の内海一栄氏は、村貫在住の認定農業者で、行政区の推薦を受けております。

議案第5号の水書秀尚氏は、東蒔田在住の認定農業者で、行政区の推薦を受けております。

議案第6号の青谷清一氏は、尾崎在住の農業者で、行政区の推薦を受けております。

議案第7号の幸田行男氏は、佐野在住の農業者で、行政区の推薦を受けております。

議案第8号の小島由久氏は、菅谷在住の農業者かつ現職の農業委員で、行政区の推薦を受けております。

議案第9号の高崎隆氏は、下山川在住の農業者で、行政区の推薦を受けております。

議案第10号の宮本忠雄氏は、平塚在住の認定農業者かつ現職の農業委員で、行政区の推薦を受けております。

議案第11号の小竹淳氏は、松本在住の認定農業者で、行政区の推薦を受けております。

議案第12号の宮田栄氏は、坪井在住の農業者で、行政区の推薦を受けております。

議案第13号の宮本保氏は、高崎在住の農業者で、行政区の推薦を受けております。

議案第14号の猪瀬明子氏は、栗山在住の認定農業者で、元女性農業委員の推薦を受けております。

議案第15号の中茎絹子氏は、高崎在住の認定農業者で、元女性農業委員の推薦を受けております。

議案第16号の草間和男氏は、栗野在住の元農業委員会事務局長経験者です。草間氏は、農業委員会等に関する法律第8条第6項の規定により、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者として選任するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

(「議長、この議案を今、町長から説明受けたけど、一人一人採決しろよ。一括じゃなく」「議長、一括審議をお願いします」「議長、僕も一括審議をお願いします」「さっき一括と言ったじゃないの、議長。一括審議で町長は説明したんだもの、一括で」と呼ぶ者あり)

議長（上野政男君） 暫時休憩します。

(午前 11時56分)

---

議長（上野政男君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

(午後 零時03分)

---

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

本件は人事案件でありますので、質疑の際は十分ご留意をお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号から議案第16号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、16件一括して採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第16号 八千代町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、16件は同意することに決定をいたしました。

小島由久議員の入場を許します。

(11番 小島由久君入場)

---

日程第6 議案第17号 八千代町個人情報保護条例の一部を改正する条例

議長（上野政男君） 日程第6、議案第17号 八千代町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第17号 八千代町個人情報保護条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容につきましては、適切な個人情報の取り扱いを確保するため、個人情報の定義に旅券番号、マイナンバーなどの「個人識別符号」を追加し、個人情報の定義の明確化を図るとともに、人種、信条、社会的身分など、不当な差別、偏見等が生じないよう特に配慮を要する個人情報を「要配慮個人情報」として定義し、その取り扱いについて定めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、湯本直議員。

14番（湯本 直君） これは、個人情報保護条例というのは、町で条例をなくしてもいいのかどうか、まずそれを。これは、上位の条例ではなく、法律があると思うので、だからその上位の法律があるのに、さらにまたこれ町でつくらなくてはならない、つくらなくてもいいのかどうか、それをお聞きしたい。

議長（上野政男君） 総務部長。

（総務部長 野村 勇君登壇）

総務部長（野村 勇君） ただいまの14番、湯本議員のご質疑にお答えさせていただきます。

ご質疑については、上位に法があるのに、市町村でも定めなければならないのかとい

う内容であろうかと思えます。上位法とは「行政機関の保有に関する個人情報の保護に関する法律」という形になります。この法律をもとに町として条例、法令で定めなければならないという形になっておりますので、上位法令の範囲の中で、町の法令、条例で定めるといような形に定まっております。

議長（上野政男君） 14番、湯本直議員。

14番（湯本 直君） これは、国家公務員は、あるいは地方公務員は地方公務員法によってちゃんと明記されているし、仮に私が今、議会で監査委員をやっていますが、監査委員は監査委員としてのいわゆる秘密の問題を公開してはいけないという問題もあると、こういう上位の法律がちゃんとあるのだ。だから、これはつくらなくてはならないというものなのか、なくてもいいのか、煩わしいものはないほうがいいのだから、やっぱり上位の法律があれば、やっぱり上位の法律にはかなわないのだから、そこらをひとつ検討してみてもらいたい。どこもつくらなければならないと書いてあれば、これはやっぱりつくらなければならないと思うのだ。大体条例化するのには、一般住民も対象としたものであるには違いないと思うのですが、一応地方公務員は地方公務員法、みんなその法に基づいてあるわけなので、さらに町でこの個人情報の保護をする条例というのをつくる必要は私はないのではないかと、こういう感じもするので、ひとつご検討願いたいと思う。別に回答なくてもいいと思うのですが、以上検討してもらいたいと。

議長（上野政男君） 2番、国府田利明議員。

2番（国府田利明君） 先ほど湯本先輩のほうからは個人情報の保護条例に関して、なくてもいいのではないかなというふうなことがあったわけですがけれども、それは国でももちろん個人情報保護というのは、当然のごとくあるわけの中で、その中で町の保有する個人情報保護というのは、八千代町住民の貴重なさまざまな情報でありまして、それを条例化するのには、これは当たり前前の当然のことであると、私はそういったふうに認識をしています。

先ほど町長のほうから、改正の説明等あったのですがけれども、その点に関してこの改正は、この個人情報を強化をするというふうな形の認識でよろしいのかなというのを町長のほうからちょっと答弁願います。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 国府田議員の質問にお答えします。

今までの個人情報の定義に旅券番号とか、マイナンバーの個人識別符号をつけ足すということでございます。個人の定義を明確化して、要配慮個人情報と定義し、その取り扱い等も定めるということでございます。

議長（上野政男君） ほかに質疑ありますか。

5番、大久保弘子議員。

5番（大久保弘子君） 新旧対照表のほうで2ページに（3）として、新しいほうの条例ですけれども、新設になっております。要配慮個人情報というところの中身について書かれておりますが、3ページの第7条においては、要配慮個人情報、旧のほうは、実施機関は、思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、収集してはならないと、収集の制限です。それに対して、今回新しいほうでは、収集の制限については、要配慮個人情報のみになっておりまして、その中にさっきの2ページにおいての中身が含まれていると思うのですが、7条の2項のところでは、旧は思想、信教及び信条に関する個人情報で、これは収集してはいけないというふうになっております。収集してはならない。ただ、新のほうでは要配慮個人情報で、思想、信教については収集してもよいというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

議長（上野政男君） 総務部長。

（総務部長 野村 勇君登壇）

総務部長（野村 勇君） ただいまの大久保弘子議員のご質疑にお答えさせていただきます。

条文的にこの3ページの7条については、中身についてはそのままでございます。違うところは、もとの法律には、実施機関は、思想、信教及び信条と、このように表現されておりますが、改定後の法律の中では、要配慮個人情報ということで一まとめにしてございます。そして、この要配慮個人情報につきましては、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、このようなものが該当するということになっております。旧法の思想及び信教につきましては、新しい要配慮個人情報の中の信条に含めるという形の整理をしてございまして、特段の配慮の慎重に取り扱うべき情報という形になっておりまして、条文そのものの内容については、そのままでございますが、新たに特に慎重に扱わなくてはならないという文言を加えている改正となっております。

以上でございます。

議長（上野政男君） 5番、大久保弘子議員。



5番（大久保弘子君） ただいまの答弁の中で、思想、信教というのは含まれないで、要配慮個人情報とは信条ということですよということだと思うのですが、それについて例えば機関の長が公務員に対しての情報、それを収集しろというふうになった場合に、その公務員の思想や信教はその収集してはならないという部分が改正されて、収集してもよいということになるのでしょうか。やっぱり機関の長の判断によるものですから、これはもうちょっときちっと厳正にやるべきではないかなというふうに思いますが。

議長（上野政男君） 総務部長。

（総務部長 野村 勇君登壇）

総務部長（野村 勇君） ただいまの大久保弘子議員のご質疑にお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるように、要配慮個人情報、先ほどご説明させていただいたものに対しては、これを収集してはならないと、このような形になっております。例外規定のほかは、これは収集してはならないということでございますので、議員ご指摘のように、より慎重に扱わなければならないと、このように考えております。

議長（上野政男君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号 八千代町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号 八千代町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第18号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償

に関する条例の一部を改正する条例

議長（上野政男君） 日程第7、議案第18号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第18号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正は、平成31年度より実施を予定しております納税組合制度の廃止に伴い、納税協力員等の報酬について削除するものであります。

納税組合制度は、長年にわたり当町における税収確保体制の根幹であり、組合を組織することにより、組合員全員の方が納税意識を高めていただき、納期内に納入するという大きな取り組みでありました。

しかしながら、広く自主納付意識の浸透が進む中、社会情勢などの変化とともに、組合自体において、その役割が見直されつつある現状であります。

茨城県内の状況としては、当該制度が存在するのは八千代町だけであります。また、平成30年1月に実施しました納税組合におけるアンケート結果において、約93%の納税組合が自主納付という回答を得ております。さらに、納税組合に加入していない約41%の世帯との公平性や費用対効果等を総合的に勘案して、納税組合制度の廃止はやむを得ないと判断し、条例の一部改正を提案するものであります。

ここで、改めて長年同制度維持にご理解、ご尽力いただいた皆様に感謝申し上げるとともに、この財源を今後の社会福祉向上のための財源と転換してまいります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 討論なしと認めます。

これから議案第18号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第19号 八千代町税条例の一部を改正する条例

議長(上野政男君) 日程第8、議案第19号 八千代町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第19号 八千代町税条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正は、税務行政の事務事業の見直しの一環として、町県民税及び固定資産税の全期前納報奨金制度を廃止するものであります。

当該制度は、戦後の混乱した経済事情における税収の早期確保と納税意識の向上などを目的として、地方税法制定時に創設されたものであります。しかしながら、現在では社会経済状況の変化や地方税制への理解が広く浸透し、創設時の目的がほぼ達成されたとし、多くの自治体が制度を廃止しております。茨城県内44市町村の動向を見ますと、市町村県民税においては43の団体で、固定資産税においては35の団体において当該制度が廃止されております。

さらに、税目間の公平性を確保する観点からも、平成31年度から全期前納報奨金制度を廃止すべきであるとの判断であります。

これまで早期納付にご協力いただいておりますことに感謝申し上げますとともに、

今後は、その財源を町の社会福祉向上に役立てるよう努力する考えであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号 八千代町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 八千代町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第20号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議長（上野政男君） 日程第9、議案第20号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第20号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、茨城県の「医療福祉対策要綱」及び「医療福祉対策実施要領」の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容につきましては、子育て世代の医療費負担を軽減し、子育て支援の充

実を図ることを目的として、小児の医療費の助成を「18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者」までに拡充するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、国府田利明議員。

2番（国府田利明君） 小児医療費の引き上げというふうな形で、私もこれ一般質問でもさせていただいて、18歳まで引き上げというふうな形で、大変今回の一般質問の通告もさせていただいているのですけれども、18歳まで引き上がるということは非常によいことだなというふうに思うのですが、町長から先ほど提案理由があったのですけれども、これは多分県の流れの動向の中で、そういった形になっているのではないかなというふうに思うのですが、そこのところちょっと答弁願います。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 2番、国府田議員のご質疑にお答えさせていただきます。

今回県のほうで10月1日より高校3年生までの入院までということで、県の助成がされることになりました。それに基づきまして、当町におきましては、今まで中学3年生の外来までということで、外来については町単独ということで実施をしておりましたが、今回県のほうが高校3年生、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者ということで改正をされましたので、本町といたしましては、高校3年生の外来までを町単独で実施するというので、今回条例を上程させていただいたということでございます。よろしく願いいたします。

議長（上野政男君） ありますか。

2番、国府田利明議員。

2番（国府田利明君） では、確認なのですけれども、部長のほうに。18歳までということで、県に倣って10月1日からというふうな形の認識でよろしいのですよね。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 2番、国府田議員の再質疑にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。

議長（上野政男君） ほかにありませんか。

5番、大久保弘子議員。

5番（大久保弘子君） 新旧対照表の2ページと3ページに関することですが、対象者が重度心身障害者等を除くとあります。また、3ページには65歳以上の重度心身障害者等にあつてはというふうが続いております。窓口負担について今回高校生まで、18歳までということで、県のほうでは入院ということですが、今回町のほうでは外来もというふうに拡充していただきました。この窓口負担について、月2回まで無料ということではよろしいのでしょうか、町のほうでは。県のほうでは10回まで無料というふうになっていると思うのですが、そこのところをお聞きいたします。

また、重度心身障害者で、現行では精神障害の場合、1級のみになっておりますが、対象が。これが2級まで拡充するのかお聞きいたします。

それから、精神障害の場合の認定、認定書ではなく、障害福祉手帳でも申請は可能なのかお聞きいたします。

また、それに対する対象者の人数についてお聞きいたします。

また、65歳以上の重度心身障害者の場合ですけれども、65歳以上の高齢障害者について、29年度の4月から介護保険のほうに移行になりました。これについて重度心身障害者の場合、介護保険ではこれまで1割負担、それまでは無料というか、ゼロだったのですけれども、介護に移行して1割負担になりました。しかし、これが今回の改正で、65歳以上の重度心身障害者の場合でもマル福適用になるということなののでしょうか。そして、対象者数は何人いるのかお聞きいたします。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 5番、大久保議員さんのご質疑にお答えいたします。

今回のマル福の改正につきましては、小児のみでございまして、それ以外の部分につきましては、従来どおりでございます。

それ以降の件につきましては、申しわけございませんが、資料を持ち合わせておりませんので、後でご答弁させていただきたいと思っております。

議長（上野政男君） 質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第21号 八千代町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（上野政男君） 日程第10、議案第21号 八千代町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第21号 八千代町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

本町の農業集落排水事業は、農業用水の汚濁防止と農業集落の生活環境改善を目的として整備を行い、西豊田地区で7カ所、中結城地区で2カ所、川西地区で3カ所の合計12カ所の処理施設が完成し、供用を開始しております。

佐野東、瀬戸井、兵庫・沼端、前田の4行政区を対象とした中結城東部地区につきましては、平成24年度より事業に着手し、これまで管路施設や処理施設の整備を行ってきましたが、平成29年度をもって整備が完了し、今年度に供用開始する運びとなりました。

今回の改正は、このことにより農業集落排水処理施設及び維持管理組合に新たに中結

城東部地区を追加するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げまして、説明といたします。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号 八千代町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 八千代町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第22号 八千代町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

議長（上野政男君） 日程第11、議案第22号 八千代町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第22号 八千代町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基



づく準則を定める条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正は、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、法律名が「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改正されたことにより、本条例の題名を改正するとともに、引用条項のずれ並びに用語の整理を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号 八千代町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号 八千代町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第23号 八千代町都市公園条例の一部を改正する条例

議長（上野政男君） 日程第12、議案第23号 八千代町都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第23号 八千代町都市公園条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正は、「都市公園法施行令」の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、「都市公園法施行令」で定められていた「都市公園の敷地面積に対する当該公園に設ける運動施設の敷地面積の割合」について、当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定めることとされたことから、本条例において基準を定めるものであります。

以上、提案理由を申し上げますが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長(上野政男君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 討論なしと認めます。

これから議案第23号 八千代町都市公園条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 異議なしと認めます。

よって、議案第23号 八千代町都市公園条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第24号 平成30年度八千代町一般会計補正予算(第2号)

議長(上野政男君) 日程第13、議案第24号 平成30年度八千代町一般会計補正予算(第

2号)を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第24号 平成30年度八千代町一般会計補正予算(第2号)の提案理由についてご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第2回目の補正で、歳入歳出それぞれ2億9,621万円を増額し、予算の総額を81億1,881万円とするものであります。

補正の内容は、歳入におきましては、国庫支出金、県支出金、繰越金、町債、歳出では、総務費、農林業費、商工費、土木費であります。

最初に、歳入について申し上げます。国庫支出金におきましては、社会資本整備総合交付金により国庫支出金2,272万円、町道1522号線(筑西幹線)道路整備事業債により町債620万円をそれぞれ減額、産地パワーアップ事業補助金により県支出金3億円、繰越金2,513万円をそれぞれ増額いたします。

次に、歳出について申し上げます。総務費におきましては、町有地において樹木の伐採及び倒木の処分による町有地管理委託料並びに用地取得支援業務委託料により財産管理費107万円を増額いたします。

農林業費では、常総ひかり農協が計画している集出荷予冷施設の整備事業である産地パワーアップ事業及び生産体制強化支援事業により園芸振興費3億2,000万円を増額いたします。

商工費では、「どうでしょうキャラバン2018」の開催に伴い、駐車場整地工事及びその開催事業補助金により観光費262万円を増額いたします。

土木費におきましては、社会資本整備総合交付金の減額に伴い、道路新設改良費の予算を組み替え及び変更するものでございます。町道1522号線(筑西幹線)道路整備事業において、用地購入費及び補償費を工事請負費に組み替え、物件評価業務委託料を減額し、また1級町道8号線道路改良事業において、用地測量業務委託料の減額により道路新設改良費2,748万円を減額いたします。

なお、第2表地方債補正につきましては、起債の変更によるものであります。

以上、提案理由を申し上げますが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号 平成30年度八千代町一般会計補正予算（第2号）を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号 平成30年度八千代町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第25号 字の区域の変更について

議長（上野政男君） 日程第14、議案第25号 字の区域の変更についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第25号 字の区域の変更についての提案理由をご説明申し上げます。

当該地区につきましては、新たな工業生産活動の拠点の確保を図るために、現在開発を進めております八千代工業団地の土地でございます。

先般、2月16日と5月2日の臨時議会におきまして、工業団地の東地区と西地区について、議会の議決をいただき、公益財団法人茨城県開発公社に土地を売り渡したところでございます。

今後の手続といたしまして、工業団地造成工事完成後、立地する企業に対し、分譲用

地に合わせた引き渡しができるよう、一団の土地を登記上の合筆を行い、その後分筆を行います。

土地の合筆に関しましては、大字及び字を同一にする必要があります、また同公社より5月7日付で字の区域の変更の依頼がありましたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき提案するものであります。

変更する区域につきましては、「大字若字砂ノ台1861番7」の土地を「菅谷字向根ノ谷」の区域に編入するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（上野政男君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号 字の区域の変更についてを採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号 字の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 休会の件

議長（上野政男君） 日程第15、休会の件を議題といたします。

お諮りをいたします。議事の都合により、あす7日より11日までは休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 異議なしと認めます。

よって、あす7日より11日までは休会とすることに決定をいたしました。

---

議長（上野政男君） 次会は、12日午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会をいたします。

（午後 零時49分）